

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年9月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年10月14日から同年11月4日まで縦覧に供する。

令和4年10月7日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥谷東地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一里山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西原下地区	〃